

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、 満7歳になるまでに、 集団予防接種を受けたことがある方へ。



我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています(最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります)。以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
 - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

上記期間の集団予防接種等の
注射器連続使用で**B型肝炎ウイルスに
感染した方**には、病態区分に応じ、
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。

B型肝炎訴訟

検索



感染しているかどうかを調べるために
肝炎ウイルス検査を受けましょう。
採血だけなので短時間で終わります。

詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 電話相談窓口 [年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252